

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は「業許可」の基本的な問題でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q, (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可に関する記述について正しいものには「○」、間違っているものには「×」をつけよ。

- a A県で産業廃棄物収集運搬業の許可を受ければ、B県でも産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- b A県で産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含む）の許可を受ければ、A県内の廃棄物処理法政令市でも産業廃棄物の収集運搬（積替保管を含む）を業として行うことができる。
- c 産業廃棄物処分業の許可を受けるためには、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の許可を受けていなければならない。
- d 特別管理産業廃棄物処分業の許可を受ければ、特別管理産業廃棄物の排出事業者であっても特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなくてもよい。
- e 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、（普通の）産業廃棄物を扱う場合でも、改めて（普通の）産業廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。

【解説】

a 及び b 産業廃棄物処理業の許可は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

この場合の都道府県知事とは、法第24条の2の規定により政令第27条でいわゆる指定都市、中核市などが含まれる。平成22年の廃棄物処理法改正により、収集運搬で積替保管を含まない場合には、都道府県知事の許可で行えることと改正されたが、政令市の中で積替保管を行う場合は、従前とおり、別途政令市の許可が必要となっている。

c 産業廃棄物処理施設の設置許可が不要な産業廃棄物の処理施設を用いて産業廃棄物処分業を行うことは可能である（廃石膏ボードの破碎施設や処理能力が許可対象未満の施設など）。

d 特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物を排出する事業者に設置義務がある。

e （普通の）産業廃棄物処理業の許可と特別管理産業廃棄物処理業の許可は、全く別制度として規定していることから、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けていても、（普通の）産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物処理業の許可が必要になる。

正解 a ×、b ×、c ×、d ×、e ×

a ×、b ×、については、現実に栃木県と宇都宮市の許可を取得している会員さんにとっては簡単な問題でしたね。「政令市」というのは、解説のとおりですが、栃木県内では宇都宮市だけが該当しています。全国では現在82市がありますが、今後も増加していく予定のようです。それでは、「業許可」関連でもう一つ。

Q, 次のうち、(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可として正しいものはどれか。

- (1) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可があれば産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。

～廃棄物処理問題～

- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可があればすべての特別管理一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲に廃油が含まれている場合は、産業廃棄物である廃油の収集運搬を業として行うことができる。
- (4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲に感染性産業廃棄物が含まれている場合は、感染性一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。
- (5) 特別管理産業廃棄物処分業の許可があれば、特別管理産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる。

【解説】

特別管理産業廃棄物であるばいじんの収集運搬を行うことができる者は、特別管理一般廃棄物であるばいじんの収集運搬を、感染性産業廃棄物の収集運搬を行うことができる者は、感染性一般廃棄物の収集運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集運搬を行うことができる者は、特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集運搬を行うことができる。(省令第10条の20第2項)

正解 (4)

基礎知識では、さんざん「一般廃棄物と産業廃棄物は別物ですよ。特管物と普通物は別許可ですよ。」と教えておきながら、業許可制度においては「特管産廃の許可業者は、＜それと同類の＞特管一廃は扱える。」すなわち、特別管理一般廃棄物処理業の許可は取らなくてもよい、と規定しているんです。背景としては、特別管理一般廃棄物というのは「一般廃棄物」とはいうものの、極めて特殊な「物」なんです。一般廃棄物でありながら、現在の家庭生活からは「まず」発生しません。そのため、解説で紹介した法律第14条の4第17項を受けた省令第10条の20第2項の規定により「特管産廃の許可業者は、＜それと同類の＞特管一廃は扱える。」という運用をしてくれています。そのため、「特別管理一般廃棄物処理業の許可」という制度は作っていないんです。身近なこととしては、ここ数年間猛威をふるったコロナ関連の廃棄物でも注目されましたが「感染性廃棄物」です。感染性廃棄物は「物」の分類としては「感染性一般廃棄物」も「感染性産業廃棄物」も存在するのですが、感染性一般廃棄物は必ずと言っていいほど感染性産業廃棄物と混在して発生してしまいます。ちなみに、血液は「汚泥」または「廃アルカリ」なので事業活動を伴って発生すれば産業廃棄物。感染性産業廃棄物です。感染性一般廃棄物の代表的な物は「血液の付着したガーゼ、包帯」です。ガーゼ、包帯は「繊維くず」であり、病院から排出された場合は指定業種の関係で一般廃棄物(事業系一般廃棄物)です。これに感染性産業廃棄物である血液が付着しているので感染性一般廃棄物となる訳です。「血液とガーゼを分別して出して下さい」なんて無理ですよ。そこで、「感染性産業廃棄物の許可を取得していれば、感染性一般廃棄物も扱うことができる」という規定を作っているものと思われます。ちなみに(2)がなぜ「×」かというと、特別管理一般廃棄物には「家庭生活から排出されるPCB部品」もあるのですが、これについては省令第10条の20第2項の規定には入っていないからです。BUNさん個人としては、(3)の「特別管理産業廃棄物の許可があれば普通産業廃棄物も扱える」という「包含許可制度」の方が理屈に合うんだけどなあと思っています。(しかし、法制度はそうはなっていないので注意してくださいね。)

では、今回の宿題。かなりマニアックな内容ですが、いかがでしょうか？



宿題Q

次のうち、法令で定義されていないものはどれか。

- (1) 産業廃棄物処理施設
- (2) 特別管理産業廃棄物処理施設
- (3) 産業廃棄物収集運搬業
- (4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- (5) 特別管理産業廃棄物処分業